

第12次香川県交通安全計画（案）の要旨

- 交通安全対策基本法第25条第1条の規定に基づき、交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策等の大綱を定めるもの。
- 計画期間：令和8年度～令和12年度（5か年）

【計画の基本理念】

- 真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として県民の安全と安心を確保していくことが極めて重要であり、人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指す。
- 高齢者、障害者、こども等の交通弱者の安全を一層確保するとともに、「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進する。
- 今後、高齢になっても安全に移動することができ、さらに年齢や障害の有無等に関わりなく安全で安心して暮らせる「共生社会」を構築することを目指す。

道路交通

【基本的考え方】

- 道路交通事故のない社会を目指して
- 歩行者の安全確保
- 地域の実情を踏まえた施策の推進
- 役割分担と連携強化
- 交通事故被害者等の参加・協働

【目標】交通事故死者ゼロを目指す

【対策】

《視点》

- ① 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- ② こどもの安全確保のための環境整備
- ③ 歩行者の安全確保のための意識変容
- ④ 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- ⑤ 外国人の交通安全対策の推進
- ⑥ 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- ⑦ 生活道路における歩行者等の安全確保
- ⑧ 先進技術の活用推進
- ⑨ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑩ 地域が一体となった交通安全対策の推進

《対策の柱》

- | | | |
|----------------|-----------------|--------------|
| ① 道路交通環境の整備 | ② 交通安全思想の普及徹底 | ③ 安全運転の確保 |
| ④ 車両の安全性の確保 | ⑤ 道路交通秩序の維持 | ⑥ 救助・救急活動の充実 |
| ⑦ 被害者等支援の充実と推進 | ⑧ 研究開発及び調査研究の充実 | |

鉄道交通

【基本的考え方】

鉄道事故のない社会を目指して

【目標】

- ① 列車の運転による乗客の死者ゼロの継続を目指す。
- ② 鉄道運転事故件数の減少を目指す。

【対策】

《視点》

- ① 重大な列車事故の未然防止
- ② 利用者等の関係する事故の防止

《対策の柱》

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 鉄道の安全な運行の確保
- ④ 鉄道車両の安全性の確保
- ⑤ 救助・救急活動の充実
- ⑥ 被害者支援の推進
- ⑦ 鉄道事故等の原因究明と事故等防止
- ⑧ 研究及び技術開発の充実

踏切道における交通

【基本的考え方】

踏切事故のない社会を目指して

【目標】

令和8年度から12年度における平均踏切事故件数を令和3年度から7年度における平均踏切事故件数と比較し、約1割削減することを目指す。

【対策】

《視点》

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

《対策の柱》

- ① 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進
- ② 踏切道の統廃合の促進
- ③ 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施
- ④ その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置